

奈良労働基準監督署におけるストレスチェック制度の 周知啓発活動について

奈良労働基準監督署管内では、平成29年8月10日、奈良労働基準監督署管内の事業者の方を対象に、ストレスチェック研修会を開催しました。

記

1 ストレスチェック制度とは

平成27年12月1日施行の労働安全衛生法改正により、事業主は、労働者数50人以上の事業場の常時使用する労働者に対し、1年以内毎に1回、定期的に一定の事項(ストレスの原因に関すること。ストレスによる心身の自覚症状に関すること。労働者に対する周囲のサポートに関すること。)について、医師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行わなければならないとされました。

奈良県内におけるストレスチェックの実施率は、まだ80%台であり、まだまだ、十分に浸透しているとは言えません。

このため、奈良労働基準監督署は、ストレスチェック制度の周知に資するため、この度、ストレスチェック研修会を開催しました。

講師としては、奈良産業保健総合支援センター産業保健相談員の北潟秀晴先生をお招きした他、奈良労働基準監督署からも、寺田署長、稲垣安全衛生課長、榎産業安全専門官が参加し、説明を行いました。

- (1) 日時 平成29年8月10日 午後2時から午後4時
- (2) 場所 公立共済やすらぎの宿 ホテルリガーレ春日野
- (3) 内容

まず、寺田署長から、開催の挨拶及び働き方改革について解説の後、榎産業安全専門官から、ストレスチェック及び精神性疾患の発生状況等について説明を行いました。

次に、奈良産業保健総合支援センター産業保健相談員 北潟秀晴先生から標題「ストレスチェックを実施すべき目的と実施手続き上の重要ポイント」として、ストレスチェック制度の趣旨から具体的な実施方法までについて、講義をいただきました。

最後に、稲垣安全衛生課長からは、標題「ストレスチェック実施にかかる質疑応答例等」として、よくある質問事例について、説明を行いました。



(会議の様子。熱心に聞いて頂きありがとうございます。)



(寺田署長)



(産業保健相談員 北瀧先生)



(稲垣安全衛生課長)



(榎産業安全専門官)

事業主の皆様へ

平成27年12月1日から、労働安全衛生法において

「心理的な負担の程度を把握するための検査」 (**ストレスチェック**)が義務付けられました！

(労働者数が50人未満の事業場は、当分の間、努力義務です)

【 背景 】



職業生活等において強い不安、ストレスを感じる労働者は増加傾向にあり、ここ数年、精神障害等による労災保険の支給決定件数も増加傾向にあります。

また、総合労働相談コーナーに寄せられる相談をみたとき、労働者のストレスの原因につながる「いじめ・嫌がらせ」の相談件数も増加傾向にあります。

実際にも、過労によりうつ病にかかり自殺した労働者の遺族が会社を訴えた電通事件（最高裁平成12年3月24日判決）では、1億6,800万円で和解に至ったという民事損害賠償事件もありました。

そもそも、労働契約法第5条では、事業者に対し安全配慮義務を課していることから、事業者が労働者の健康に配慮した職場環境をつくることはとても大切なことです。

これらのことから、メンタルヘルス対策への取組が急務とされています。

【 目的 】

- (1) メンタルヘルス対策では、一次予防（メンタルヘルス不調の未然防止）、二次予防（メンタルヘルス不調の早期発見・早期治療）、三次予防（メンタルへ

ルス不調者の職場復帰支援)を総合的に進める必要があります。

このうち、ストレスチェックの目的は、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するためです(メンタルヘルス対策の一次予防に当たります)。

(2) ストレスチェックを実施することにより、次のことが期待されます。

< **労働者にとってのメリット** >

自らのストレスの状態、ストレスの原因を知ることができ、対処(セルフケア)のきっかけにすることができます。

< **事業者にとってのメリット** >

労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することにつながり、その結果、労働者のストレスが軽減され、職場の改善が進むことで労働生産性の向上など経営面でのプラス効果も期待されます。

【ポイント】

- 1 事業者は、1年以内ごとに1回、定期的に、次の内容についてストレスチェックを実施してください。

ストレスの原因に関すること。

ストレスによる心身の自覚症状に関すること。

労働者に対する周囲のサポートに関すること。

具体的にストレスチェックに用いる調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)の使用をお勧めします。

なお、ストレスチェックは、医師、保健師などが実施することになりますので、自社で実施することができない場合は、外部機関に委託することもできます。

- 2 ストレスチェックの結果は、労働者本人にのみ通知され、事業者には開示されません(事業者がストレスチェックの結果を知りたい場合は、労働者の同意が必要になります)。

- 3 ストレスチェックの結果、高ストレス者であって面接指導の実施が必要と定めた要件()に該当する労働者から申出があれば、医師による面接指導を実施しなければなりません。この場合、ストレスチェックの結果は事業者が開示されます。

この要件は、衛生委員会の調査審議を経た上で、事業場ごとに決めてください。

- 4 医師による面接指導の結果に基づき、事業者は医師の意見を聴き、必要に応じて就業上の措置()を講じることが必要になります。

労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等を講じてください。

5 ストレスチェック制度に関し、労働者に対する不利益な取扱いは禁止されています。

【 参考 】

1 各種資料の入手方法（次のホームページから各種資料をダウンロードできます）

[奈良労働局ホームページ](#)

[厚生労働省ホームページ](#)（「厚生労働省」「メンタルヘルス」「過重労働」で検索）

[奈良産業保健総合支援センター](#)（ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する体制（仕組み）づくりを支援しています。）

[「こころの耳」](#)

2 ストレスチェック実施促進のための助成金（労働者数が50人未満の事業場を対象）

一定の要件を満たせば、費用に要した一部を助成する制度があります。詳しくは労働者健康安全機構「産業保健業務指導課」（電話0570-783046）へお問い合わせください。

【 問合せ先（電話）】	奈良労働局 健康安全課（0742）32 - 0205
	奈良署（0742）23 - 0435 / 葛城署（0745）52 - 5891
	桜井署（0744）42 - 6901 / 大淀署（0747）52 - 0261

職業性ストレス簡易調査票（57項目）

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに を付けてください。

	そ う だ	そ ま う だ	ち や が や う	ち が う
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない-----	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない-----	1	2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない-----	1	2	3	4
4. かなり注意を集中する必要がある-----	1	2	3	4
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ-----	1	2	3	4
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない-----	1	2	3	4
7. からだを大変よく使う仕事だ-----	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる-----	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる-----	1	2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる-----	1	2	3	4
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない-----	1	2	3	4
12. 私の部署内で意見のくい違いがある-----	1	2	3	4
13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない-----	1	2	3	4
14. 私の職場の雰囲気は友好的である-----	1	2	3	4
15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない-----	1	2	3	4
16. 仕事の内容は自分にあっている-----	1	2	3	4
17. 働きがいのある仕事だ-----	1	2	3	4

B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに を付けてください。

	な か つ ん た ど	と あ き っ ど た き	し あ ば っ し た ば	ほ い と つ ん も ど あ っ た
1. 活気がわいてくる-----	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ-----	1	2	3	4
3. 生き生きする-----	1	2	3	4
4. 怒りを感じる-----	1	2	3	4
5. 内心腹立たしい-----	1	2	3	4
6. イライラしている-----	1	2	3	4
7. ひどく疲れた-----	1	2	3	4
8. へとへとだ-----	1	2	3	4
9. だるい-----	1	2	3	4
10. 気がはりつめている-----	1	2	3	4

